

## 新型コロナウイルスの影響を踏まえた中小企業組合運営について

高知県中小企業団体中央会  
(令和2年5月15日改訂)

本県においては5月14日に、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたところですが、依然としてコロナウイルス感染拡大の予防の観点から、密閉・密集・密接の「3密」を避けるなど注意が重要です。

このような状況の中、多くの中小企業組合等では、通常総（代）会の開催時期を迎えることから開催及び運営に関する相談が多く寄せられているため、その対応について質疑形式で次のとおり提示いたします。

### ●通常総会は開催しなくてもよいですか？

○定款で規定する事業年度終了後からの期間内（通常は2カ月以内、長くても3カ月以内）に開催する必要があります。

ちなみに現時点では、平成28年熊本地方地震災害時に出された中小企業庁から「商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合において、総（代）会が開催できない場合であっても、その状況が解消された時点で開催すれば、不利益な取扱いはない」旨の通知は発せられていません。

### ●「3密」を避ける総会開催はどのように行ったらいいのでしょうか？

○当日参集する本人出席者数を少なくして総会を執り行って下さい。

その方法として、定款に「組合員はあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。」旨の規定がある場合は、できる限り書面議決権の行使又は代理人への委任を活用することで、参集者を抑えた開催が可能になります。なお、書面議決権の行使、代理人への委任ともに出席者扱いになります。

### ●参集者を抑えて総会を開催するにあたり、当組合は組合員数100人、また委任で1人が代理できる上限数を4人と定めていますが、総会を成立させるためにはどうしたらよいですか？

○例えば、本人出席者が役員を主体に10人と仮定した場合、委任状による代理できる上限は議長1名を除く本人出席者9人に対して各4人の合計36人となり、それ以上の委任

状は無効となります。

総会成立の要件は50人以上の出席のため、本人出席10人+代理人出席36人の合計46人の場合は定足数に満たないこととなります。

そこで、本人出席者数をもう少し増やすか、もしくは書面議決による出席者数を増やす方法を検討して頂くことが必要と考えます。

●書面議決書の作成はどのようにしたらよいでしょうか？

また全議案を一括し賛否を問う方法は可能ですか？

○書面議決書の様式を本会ホームページ (<https://www.kbiz.or.jp/covid-soukaitaiou/>) から入手できますのでご活用下さい。

全議案を一括して賛否を問う方法の場合、議案別に賛否の意思を示すことができないことから、好ましくないと考えます。

●通常総会開催と同日に新理事による代表理事の選出を行う理事会を例年していましたが、参集者が僅かの総会のため、同日での理事会開催が難しくなります。どのようにしたらよいでしょうか？

○通常総会とは別日で理事会を開催するようにしてください。

なお、理事会も総会同様に書面議決書の提出は会への出席者扱いとなります。そこで、新理事の就任後、参集者を抑えるように書面議決を活用する理事会を招集し、決議をするようにしてください。